

役員報酬等の支給の基準

松前町福祉会

松前町福祉会の定款では、以下のようになっている。

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員に対して、各年度の総額が壹百万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(役員報酬等)

第 21 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

理事長のみ 30 万円支給、評議員・他の役員は支給なしとする。
別途、交通費を支給する。